

署長 殿

生企発第388号

(組対)

令和4年5月2日

3年保存(口訓)

本 部 長

詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出運用要領の改正について
(通達乙)

県内の特殊詐欺被害は、その多くが犯人からの電話を端緒とするものであり、「詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出運用要領の制定について(通達乙)」(平成30年12月18日生企発第882号)等に基づく対策を進めてきたところであるが、令和3年中の特殊詐欺被害は31件に上り、本年は、前年を上回る情勢で推移している。

また、本年3月末における特殊詐欺被害は、電話を端緒としたものが最も多い全体の約57パーセントを占めているほか、県内全域で特殊詐欺の予兆電話を認知している状況である。

このため、別添のとおり、「詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出運用要領」を改正し、引き続き電話を端緒とする特殊詐欺対策を推進することとしたので、自治体、自治組織、各地区地域安全協(議)会、防犯ボランティア団体等と連携し効果的な運用を図られたい。

別添

詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出運用要領

第1 目的

この要領は、詐欺電話撃退装置「見張り君」（以下「装置」という。）の貸出し等に関し必要な事項を定め、その適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 運用管理体制

1 統括管理者

統括管理者には生活安全企画課長をもって充て、装置の運用管理に関する事務を統括する。

2 運用管理者

運用管理者には署長をもって充て、装置の適正かつ円滑な運用管理に当たる。

3 運用管理補助者

運用管理補助者には、生活安全課を置く署にあっては生活安全課長、その他の署にあっては刑事生活安全課長をもって充て、運用管理者の指揮を受け、装置の運用管理の補助に当たる。

第3 装置の運用台数

各署の装置の運用台数については、被害認知状況、予兆電話発生状況等により、統括管理者において決定する。

第4 装置の運用

1 装置の貸出し

(1) 貸出しを行う装置の構成

ア 本体	1 台
イ ACアダプタ	1 本
ウ モジュラーケーブル	1 本
エ 取扱説明書	1 冊
オ 収納箱	1 個

(2) 貸出先

貸出しへ次の者を対象とし、被害認知状況、被害防止効果等を考慮して、運用管理者が適当と認めるものに行うものとする。

ア 自治組織

イ 組合又は地域安全活動に資する団体

ウ 事業者

エ 自治体

(3) 貸出しの方法

運用管理者は、装置の借受けを希望する者（以下「借受者」という。）への貸出しが適当であるかを検討し、装置の貸出しを決定した場合は、装置と引き替えに借受者から別記第1号様式「詐欺電話撃退装置借受書」（以下「借受書」という。）を提出させるものとする。

(4) 貸出期間

貸出期間は、原則として1年以内とし、借受者が引き続き装置の借受けを希望し、運用管理者が必要と認めた場合は、新たに借受書を提出させることで、6か月を超えない範囲で都度延長することができるものとする。

ただし、県内の特殊詐欺事件の発生状況や県内全体の貸出状況等を踏まえ、統括管理者が必要と認めた場合は、運用管理者と協議の上、貸出しを取り消して、装置を回収するものとする。

(5) 借受者に対する依頼

運用管理者は、貸し出した装置の効果的な運用を行うために、借受者に対して次のことを依頼するものとする。

ア 装置及び装置により自動録音された音声データ（以下「音声データ」という。）の適切な管理を行うこと。

イ 借受者から貸出しを受けて装置を設置した個人（以下「設置者」という。）への貸出状況を明らかにするため、別記第2号様式「詐欺電話撃退装置貸出管理表」（以下「貸出管理表」という。）を記載すること。

ウ 設置者から装置が返却されたときには、次の作業を行うこと。

（ア） 音声データの確実な消去

（イ） 撃退数（装置の自動録音警告音声を聞いて電話を切った件数）の確認、リセット及び貸出管理表への記録

エ 特殊詐欺被害に対する県民の抵抗力を醸成するために、装置の普及促進のための広報活動及び装置を活用した被害防止啓発活動を行うこと。

オ 装置の紛失、破損、故障等があった場合は、速やかに連絡すること。

カ 装置の返却時に、貸出管理表を提出すること。

2 装置の返却

（1） 運用管理者は、貸出期間が終了した場合又は貸出しの必要がないと認めた場合は、借受者に装置を返却させ、破損の有無等を確認するものとする。

（2） 運用管理者は、借受者による装置の運用が装置貸出しの趣旨に反していると認めた場合又はその他の理由により装置を返却することが必要と認めた場合は、借受者にこれを通知した上で装置を返却させることができる。

（3） 運用管理者は、借受者から装置の返却を受ける場合には、音声データが

消去されていることを確認するものとする。

- (4) 運用管理者は、借受者から装置の返却を受ける場合には、貸出管理表を提出させるものとする。

3 管理台帳の作成

運用管理者は、装置の貸出し及び返却状況について、別記第3号「様式詐欺電話撃退装置管理台帳」(以下「管理台帳」という。)に記録するものとする。

4 装置の活用

(1) 音声データの確認、収集

運用管理者は、借受者又は設置者から、不審電話等があった旨の連絡を受けた場合において必要があると認めるときは、職員を派遣し、借受者又は設置者の立会いの下、録音内容を確認するとともに、必要に応じて外部記憶媒体に複写するなどの方法で音声データを収集することができる。

(2) 収集した音声データを検査資料として活用する場合は、適正な立証措置を執り、広報資料として活用する場合は、借受者又は設置者のプライバシーの保護に万全を期するものとする。

(3) 撃退数の確認

運用管理者は、借受者から装置の返却を受ける場合又は装置の効果検証等で必要があると認める場合には、借受者に撃退数を確認するものとする。

第5 借受者との連携

1 貸出状況の把握

運用管理者は、借受者と連絡を密にし、装置の貸出状況等を把握するものとする。

2 借受者に対する支援

運用管理者は、借受者による装置の適正な運用等に関して必要な支援を行うものとする。

第6 報告等

1 統括管理者は、運用管理者に対し、装置の貸出状況等について定期的に確認するものとする。

2 運用管理者は、装置の運用に関し次の事項に該当した場合は、別記第4号様式「詐欺電話撃退装置活用事例等報告書」により、統括管理者を経て本部長に報告を行うものとする。

(1) 装置から音声データを収集した場合

(2) 装置に関して効果的事例があった場合

(3) 設置者など、装置を活用中の者が特殊詐欺被害に遭った場合

- (4) 装置の運用等に関して苦情、要望等の申出があった場合
- (5) 装置の亡失、毀損等、装置に事故があつた場合
- (6) 運用管理者及び借受者が装置の普及促進ための広報活動及び装置を活用した被害防止啓発活動を行つた場合
- (7) その他装置の運用等に関して参考となる事例があつた場合

第7 点検等

1 点検対象

全ての装置

2 点検要領

- (1) 運用管理者は、常時、所有台数、借出台数、保管台数を把握し、適切に管理すること。

(2) 作動の確認

装置の貸出時及び返却時には、実際に装置を電話機につなぐなどして、正常に作動するか点検をすること。

(3) 音声データの確認

設置者から装置の返却を受けた時は、音声データが確実に消去されていること及び撃退数を確認し、その結果を管理表及び管理台帳に記録すること。

別記
第1号様式

詐欺電話撃退装置借受書

年　月　日

警察署長様

(申請者)

住所又は所在地

団体名又は商号

(役職) 氏名

連絡先

下記事項を了承の上、詐欺電話撃退装置を借り受けします。

借受台数	台
借受希望期間	年　月　日　から　年　月　日までの間
装置の製造番号	
借受目的	
承諾事項 ※承諾事項の □欄にレ点を 記入	<input type="checkbox"/> 装置及び装置により自動録音された音声データの適切な管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 所定の様式を作成し、装置の返却時に提出すること。 <input type="checkbox"/> 個人へ貸し出した装置が返却されたときには、 <ul style="list-style-type: none">・ 自動録音された音声データの確実な消去・ 撃退数の確認、リセット及び貸出管理表への記録 を行うこと。 <input type="checkbox"/> 装置の普及促進のための広報活動及び装置を活用した被害防止啓発活動を行うこと。 <input type="checkbox"/> 装置の紛失、破損、故障等があった場合は、速やかに連絡すること。

別記
第2号様式

詐欺電話撃退装置貸出管理表

装置番号	貸出日	返却日	貸出先（設置者） 住 所： 氏 名：（　歳） 連絡先：	借受者	備考
				擊退数	

※ 装置の貸出しに当たっては、本管理表記載の個人情報を警察に提出することについて、貸出先（設置者）に了承を得るようお願いします。

別記
第3号様式

詐欺電話擊退裝置管理台帳

別記
第4号様式

本部長 殿

年 月 日
警察署長

詐欺電話撃退装置活用事例等報告書

活用事例等の内 容	<input type="checkbox"/> 装置から音声データを収集 <input type="checkbox"/> 装置の運用における好事例・好取組 <input type="checkbox"/> 装置を活用中の者の被害発生 <input type="checkbox"/> 装置の運用における苦情・要望 <input type="checkbox"/> 装置の亡失、毀損等 <input type="checkbox"/> 借受者による装置の普及促進のための広報活動、装置を活用した被害防止啓発活動 <input type="checkbox"/> その他参考となる事例
日 時(※)	年 月 日 () 時 分
関係者(※)	住 所： 氏 名： (歳) 連絡先：
内 容	

※ 関係者が複数に及ぶ場合は、欄を追加するなど適宜対応してください。